

使用前確認申請書

原子力発 第21050号
令和3年 4月 21日

原子力規制委員会 殿

住所 香川県高松市丸の内2番5号
氏名 四国電力株式会社
取締役社長 長井 啓
社長執行役員

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の11第3項の規定により次のとおり使用前事業者検査の確認を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 四国電力株式会社 住所 高松市丸の内2番5号 代表者の氏名 取締役社長 長井 啓介 社長執行役員
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 伊方発電所 所在地 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3
申請に係る発電用原子炉施設の概要	伊方発電所第3号機 原子炉冷却系統施設 化学体積制御設備 主配管
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和3年 4月 20日 原規規発第2104149号
使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る検査（表1 [※] ） 期日 自 令和 3年 4月27日 至 令和 3年 9月 場所 ・伊方発電所 （愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3） ・三菱重工業株式会社 原子力セグメント（神戸地区） （兵庫県神戸市兵庫区和田岬町一丁目1番1号）
	工事の工程 主要な耐圧部の溶接部に係る検査（表3-1 [※] ） 期日 自 令和 3年 5月12日 至 令和 3年 9月 場所 ・伊方発電所 （愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3）
	工事の工程 工事完了時の検査（表7 [※] ） 期日 自 令和 3年 9月 至 令和 3年 9月 場所 ・伊方発電所 （愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3）

(つづき)	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査 (表9※) 期日 自 令和 3年 4月27日 至 令和 3年 9月 場所 ・伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3番耕地40番地3)
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	令和 3年11月
原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法	—

(手数料 金 593,500 円)

※：原規規発第2104/49号で認可された設計及び工事計画認可申請書の工事の方法に記載する表を示す。

添付資料一 1：工事の工程に関する説明書

添付資料一 2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

添付資料一 3：施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

工事の工程に関する説明書

年 月 項目		令和3年									
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
原子炉冷却系統施設 化学体積制御設備		現地工事期間									
		<p>構造、強度又は漏えいに係る検査 (表1)</p> <p>主要な耐圧部の溶接部に係る検査 (表3-1)</p> <p>品質マネジメントシステムに係る検査 (表9)</p> <p>工事完了時の検査 (表7)</p>									
		<p>↔ 使用前事業者検査</p>									

↔ 使用前事業者検査

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 検査に伴う放射線管理

(1) 検査中の放射線管理

被ばく低減及び汚染拡大防止を図るため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、伊方発電所放射線管理総括内規（細則-2 放射線管理細則）に基づき管理し、保護衣の適切な着用について指導及び助言を行う。

(2) 個人線量管理

線量は、ガラスバッジ及び警報付ポケット線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

3号機 原子炉格納容器

3号機 原子炉建屋

(1) 汚染区分

A区分^(注1)

B区分^(注2)

(注1) 汚染のおそれのない区域

(注2) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域

(2) 線量当量率区分

1区域：0.1mSv/hを超えるおそれのない区域

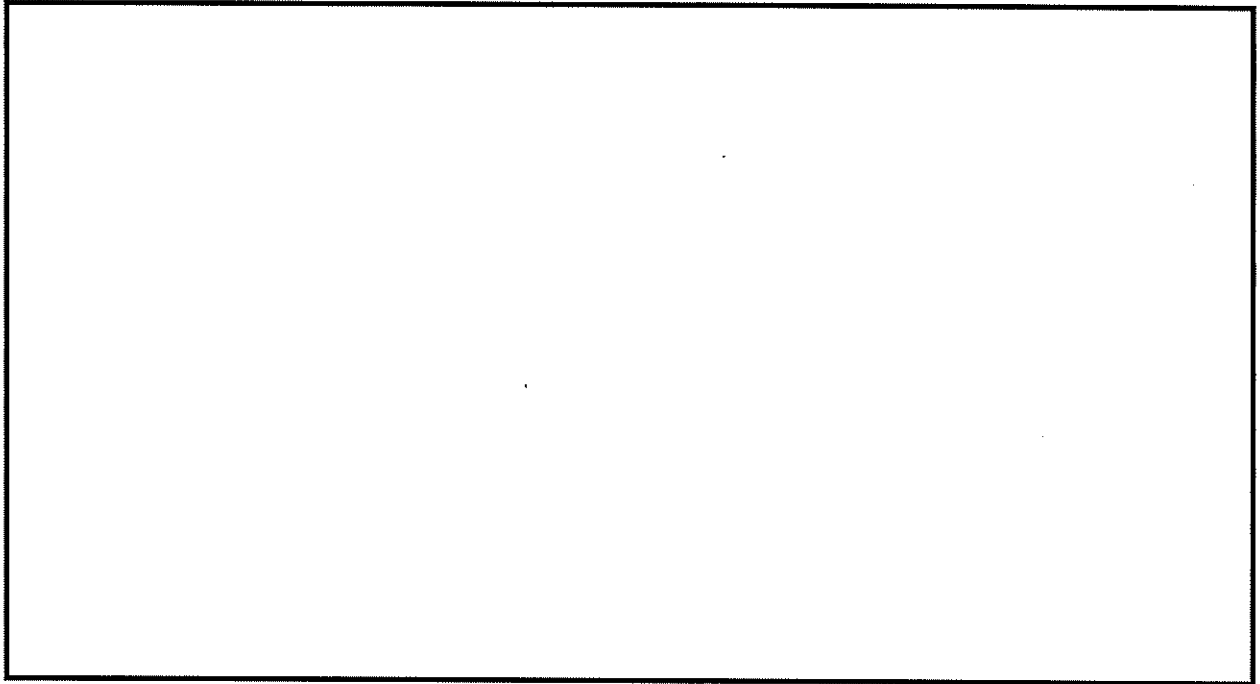
2区域：1mSv/hを超えるおそれのない区域

3区域：1mSv/hを超えるおそれのある区域


3. 管理区域検査場所図

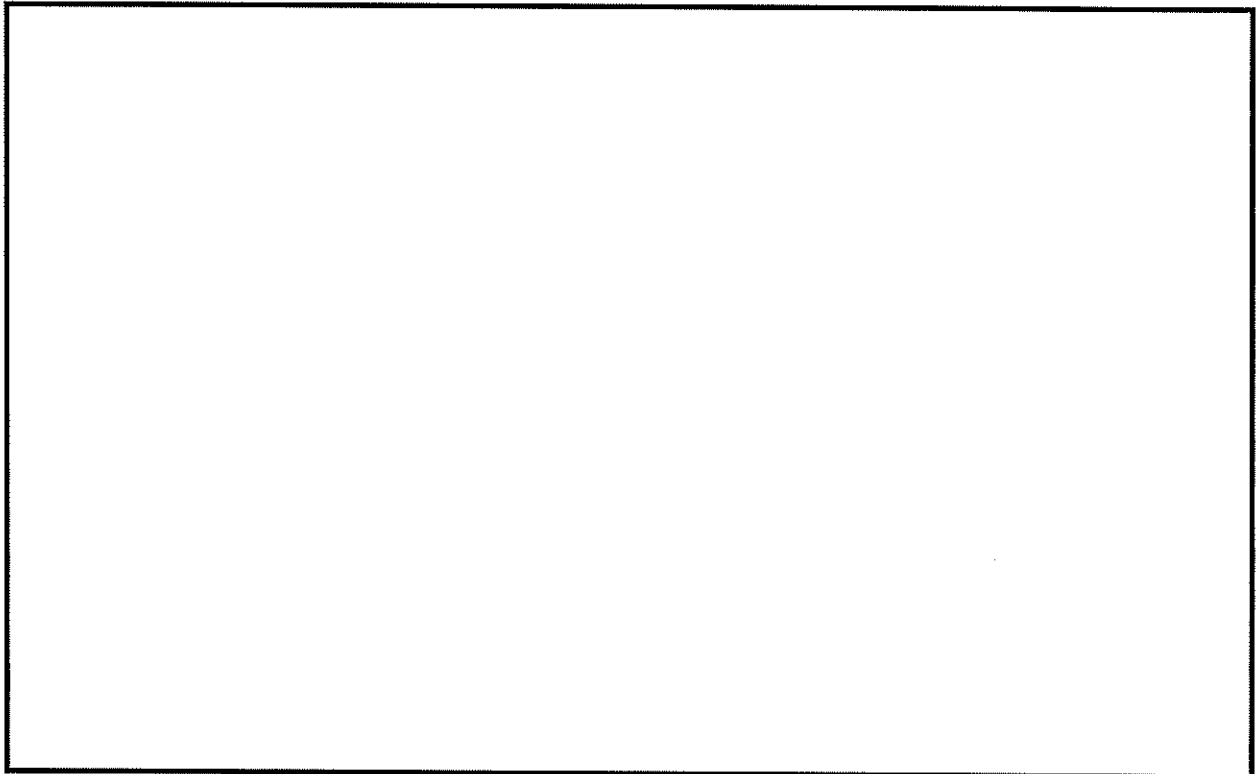
別紙参照

管理区域検査場所図




原子炉格納容器 E.L. 17.0m

 : 検査場所



原子炉建屋 E.L. 17.0m [中間床]

 : 検査場所

施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

発電用原子炉施設における施設管理の重要度は、法第43条の3の9第1項の規定に基づく設計及び工事の計画における、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」等に従い、原子力安全に及ぼす影響に応じて、下表に示すグレード分けの考え方に従い品質重要度を分類し、管理を行う。

発電への 影響度区 分	安全上の機能別重要度区分						その他
	クラス1 [※]		クラス2 [※]		クラス3 [※]		
	PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3	
R1	A		B				
R2							
R3	C						

※：発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要度

R1：その故障により発電停止となる設備

R2：その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備（R1を除く）

R3：上記以外でその故障がプラント稼動にほとんど影響を及ぼさない設備

本申請において使用前確認を受けようとする対象施設の一覧を下表に示す。

施設区分／設備区分／機器区分			名称	グレードの区分		
				品質重要度分類		
				A	B	C
原子炉冷却系統施設	化学体積制御設備	主配管	格納容器貫通部（貫通部番号 258） ～ 弁 3V-CS-007	○		
			弁 3V-CS-007 ～ 非再生冷却器		○	
			弁 3V-CS-004A, 弁 3V-CS-004B 及び 弁 3V-CS-004C ～ 格納容器貫通部（貫通部番号 258）	○		